

有料職業紹介における手数料及び返戻金制度について

有料職業紹介事業における手数料：年収の 35%（消費税別）

1. サービス利用料は採用決定者の年収の 35%とする。

但し、ここでいう年収とは、毎月固定的に支払われている手当等を含む本採用時月額給与（業務委託契約や委任契約等の雇用契約以外の契約の場合は月額報酬）の 12 ヶ月分に、甲が規定する賞与額を加算した総額をいうものとする。

なお、賞与についての規定がない場合は、月額給与の 12 ヶ月分を年収とみなすものとする。本採用後の給与額の昇給（定期昇給を除く）を明示的に採用条件の一環として提示する場合には、条件提示した給与額の中の最大額を根拠として計算した年収の 35%をサービス利用料とみなすものとし、採用決定時に株式報酬制度を明示的に提示する場合に限り、条件提示金額の 45%をサービス利用料とする。

なお、サービス利用料の最低金額は 150 万円（税別）とする。

2. 上記 1 でいう本採用時月額給与とは職能手当や役職手当、住宅手当等、毎月固定支給される給与相当とみなされる諸手当、海外赴任手当を含む総支給月額をいうものとする。尚、住宅を現物支給している場合は、一律で月 30,000 円の住宅手当として換算する。

返戻金制度

採用決定者が入社後 60 日以内に、自己都合による退職又は採用企業の就業規則に基づき解雇に至った場合は、採用企業に対してサービス利用料の 50%を甲へ返金するものとする。

但し、採用決定者の死亡など不測の事態による場合、ならびに採用企業の採用決定者に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なっていたり、採用企業の生産計画の変更等に起因する場合はこの限りではない。尚、病気による退職は自己都合による退職とし、返金の対象とする。

令和 7 年 4 月 23 日

株式会社アイコニックジャパン

<https://iconicjob.jp/>

（有料職業紹介事業許可番号：23－ユ－301093）